

全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時	平成 28 年 7 月 28 日（木） 10 時 00 分 ～ 10 時 55 分
場 所	第 3 常任委員会室
協議事項	議会報告及び市民との意見交換会の開催について
出席議員 (欠席議員)	25 名（欠席議員：なし）
当局出席者	なし
議会事務局 出席者	宮城局長、多和田課長、中村、伊佐、渡嘉敷、野嶋
会 議 概 要	<p>《大城政利議長、あいさつを行う。》</p> <p>《石川慶広報広聴委員長、議会報告及び市民との意見交換会の概要について説明を行う。》</p> <p>【質疑の主な内容】</p> <p>○桃原功 議員 別紙 1 の班分けについて、なぜこの組み合わせになったのか御説明いただきたい。</p> <p>○石川慶 広報広聴委員長 所属する常任委員会、会派のほか、特別委員会の所属状況や当選回数などを総合的に判断して決定した。</p> <p>○桃原功 議員 出身地域以外に割り当てられた場合、市民からの質問等に答えづらくなるのではないか。</p> <p>○石川慶 広報広聴委員長 次回以降は、同じ班で別の地域を担当することとなるため、出身地域にかかわらず全中学校区を担当する予定である。</p> <p>○桃原功 議員 議員が全ての中学校区を担当できるのはよいことだが、意見交換で課題を与えられた場合、次回は別の班が担当することとなるため、議論の内容がかみ合わなくなるのではないか。</p> <p>○石川慶 広報広聴委員長 今回は第 1 回目なので、開催後に課題を整理し、改善を検討してまいりたい。</p> <p>《石川慶広報広聴委員長、「市議会の概要」について説明を行う。》</p> <p>《知念秀明委員、「議会改革の取り組み」について説明を行う。》</p> <p>【質疑の主な内容】</p> <p>○岸本一徳 議員 市議会の概要の 2 ページ目、右下部分の議案審査の流れ（定例会）について、⑤の質疑と⑥の討論の間に議員間討議を追加する必要がある</p>

のではない。また、議会基本条例第18条に規定されている政策討議についても資料に追加する必要があるのではない。

○石川慶 広報広聴委員長 広報広聴委員会で調整し、追加してまいりたい。

○大城政利 議長 先程の議会基本条例の説明について、要点を絞って説明していたが、市民は会場で初めて資料を見ることになるため、全体像がわかるように説明する必要があるのではない。また、第12条に規定されている市長等との関係についてはしっかりと説明していただきたい。

○石川慶 広報広聴委員長 広報広聴委員会で検討してまいりたい。

○呉屋等 議員 意見交換会について、テーマをある程度絞った方がよいのではない。ほかの議員の御意見を伺いたい。

○桃原功 議員 テーマを制限すると参加者も限定することになるため、テーマは絞らず、答えられない質問については持ち帰ればよいのではない。

○知名康司 議員 テーマを制限しないといろいろな意見が出て混乱するのではない。テーマは前半で説明した議会の概要及び議会改革の取り組みについてに限定してはどうか。また、先ほど岸本議員が指摘した議案審議の流れについては、以前の全員協議会で議会改革に関する調査特別委員会が配布した資料がわかりやすいため、参考にしていきたい。

○岸本一徳 議員 意見交換会について、議員個人に対して回答を求めることは制限するべきではないか。また、回答については議員間で調整してから応える必要があるのではない。

○石川慶 広報広聴委員長 意見交換会で議員個人に回答を求めることは差し控えるよう案内したい。

○上地安之 議員 次第によると、議会の概要、議会基本条例の説明の後に意見交換を行うとあるが、その認識でよい。

○石川慶 広報広聴委員長 開会の挨拶から議会基本条例の説明への質疑応答までを前半、その後の意見交換会を後半として分けている。

○上地安之 議員 後半の意見交換会のイメージを御説明いただきたい。

○石川慶 広報広聴委員長 市政や市民生活等の課題について意見交換を行うものである。

○宮城克 議員 担当する班によって対応が異ならないようにするべきである。

○島勝政 議員 開催後に課題があれば検討してはどうか。

○伊波一男 委員 意見交換会は市民の意見を持ち帰るということが趣旨であり、必ずしもその場で質疑に答えなければならないというものではない。

○上地安之 議員 意見交換会で持ち帰った要望等を集約し、分科会で議論し、政策討論を行い、最終的に市長へ提言するといった内容を市民に説明する必要がある。

○石川慶 広報広聴委員長 宜野湾市議会の概要の中で説明してまいりたい。

＜石川慶広報広聴委員長、広報チラシについて説明を行う。＞ 以上